

鳥取大学 ABS セミナー・個別相談 遺伝資源を扱う研究に携わる方へ

名古屋議定書国内発効 -学術研究分野での対応-

昨年8月、日本は「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する**名古屋議定書**」の締約国となり、国内措置である「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針（**ABS 指針**）」を施行しました。これにより、研究者や学生は、遺伝資源提供国（外国）の国内法令および生物多様性条約のみならず、ABS 指針も遵守する義務が生じました。

このたび、国立遺伝学研究所知的財産室の鈴木睦昭室長と ABS 学術対策チームの鹿児島浩氏を講師に招き、外国の遺伝資源を取り扱う研究者や関係者に求められる対応について、名古屋議定書の基本から ABS 指針までを学びますので、ぜひご参加ください。また、セミナーの後に個別相談（予約制）の機会をもうけますので、ぜひご利用ください。

◆日 時：平成 30年 **3月 20日** (火)
13時30分～15時00分 セミナー
15時00分～16時00分 個別相談(予約制)

◆会 場：《鳥取》広報センター（スペースC）
《米子》アレスコ棟3号館2階第1会議室
〔TV 会議中継〕

◆講 師：国立遺伝学研究所 知的財産室
室 長 鈴木 睦昭 氏
ABS 学術対策チーム 鹿児島 浩 氏



鈴木 睦昭 氏

鹿児島 浩 氏

◆対象者：教職員、学生

【問合せ・個別相談申込先】
研究推進部研究推進課産学連携係
電話：0857-31-5541(内線：2714)
E-mail:ken-renkei@ml.adm.tottori-u.ac.jp